

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

団体名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
鶴崎海陸運輸株式会社	代表取締役社長	疋田 功道	大分県	運輸業、郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、その他の運輸業・郵便業)	http://www.tsurukai.co.jp/

当団体は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、業界として以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2023年3月15日

(取組方針)

・会員企業の事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、会員企業の物流改善に向けた取り組みが進展するよう、業界として支援します。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、会員企業と取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守するよう、業界として必要な啓蒙活動を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・会員企業に対して運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、業界としてその遵守に努めます。

※上記趣旨に賛同するとともに、業界として会員企業に推奨する取組項目

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	ドライバーの労働環境是正のために、積極的に取引先に改善活動を提案並びに実施します。また、協力会社からの要請についても真摯に協議に応じ、持続可能な環境構築に向けて協力します。
2	A ③	パレット等の活用	配送数量に関わらず、パレットの活用を積極的に行い、荷役時間を削減します。
3	A ⑥	集荷先や配送先の集約	乗務員の拘束時間を短縮するため、取引先へ積極的に提案します。
4	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際は、関係法令の遵守状況を考慮します。
5	D ①	荷役作業時の安全対策	荷役作業を行う場合は、労働災害の発生を防止するため、十分な安全対策を講じます。また、作業に於いての危険・安全リスクがある場合は取引先へ積極的に協議し、改善活動に務めます。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	自然災害による、安全な運行・作業が困難となる場合及び恐れのある場合は、乗務員の安全を最優先し運行を中止の判断をします。また、取引先への納期変更対応を行いません。

PR欄	弊社、鶴崎海陸運輸株式会社は、「輸送品質」「安全最優先」「法令遵守」「環境負荷低減」をモットーにCS活動の実践に向けた教育や安全性優良事業所(Gマーク)の認定、グリーン経営認証取得等にもいち早く取り組み、高品質で安心・安全な貨物輸送を担っています。
-----	--